

令和 8 年度登米地域ものづくり企業 P R 動画作成業務仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度登米地域ものづくり企業 P R 動画作成業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

3 業務の目的

本業務は、登米地域ものづくり企業の情報や魅力を視覚的にわかりやすく伝える P R 動画を制作し、地元の高校生及びその保護者へ広く周知することにより、地元企業に対する興味・関心や認知度を高め、地元就職の促進を図ることを目的とする。

令和 7 年度における登米地域の高校卒業者の地元就職率が約 1 割にとどまっている現状を踏まえ、高校生や保護者にとって身近で魅力的なコンテンツ（6 0 秒程度のショート動画）として企業紹介を展開することで、地元企業の認知度向上及び就職促進を目指す。

4 ターゲット層

以下を主なターゲット層とする。

- （1）登米地域及びその周辺地域に在住する高校生
- （2）高校生の保護者
- （3）その他、地元企業への就職に関心を有する者

5 業務概要

受注者は、発注者の指示のもと、高校生及びその保護者の興味・関心を引き、企業の魅力や仕事内容等を分かりやすく伝える 6 0 秒程度の企業紹介動画を、発注者が指定する 2 0 社程度を対象に企画・制作すること。また、作成した動画の公開及び周知等の広報を実施し、必要に応じて改善提案を行うこと。

6 業務内容

（1）企業 P R 動画の制作

ア 1 社あたり 6 0 秒程度の動画の企画・制作

イ 動画の作成対象は、2 0 社程度とする。対象企業については、発注者が指定する。

ウ 動画は、下記の要素を含んで作成すること。

（ア）高校生及びその保護者に対し、企業の仕事内容、働く人の姿、職場の雰囲気、地域との関わり、企業の魅力等が伝わる内容とすること。

（イ）各企業の特徴を踏まえ、視聴者が企業及び仕事の内容を具体的にイメージできる

構成とすること。

(ウ) 高校生及びその保護者にとってわかりやすく、興味・関心を持って視聴できる内容となるよう工夫すること。

(エ) 作成した動画は、次年度以降も活用することを想定するものとする。

エ 動画全体のコンセプト、構成、演出方法、撮影方法、編集方法等について、受注者の専門的な知見を活用した企画提案を行うこと。なお、無音環境でも内容が理解できるよう字幕・テロップ等を付与すること。

オ 撮影に係る対象企業との事前打合せ及び撮影日程や段取りの調整を行うこと。

(2) 動画の公開及び周知等の広報

作成した動画について、県のホームページに掲載するほか、ターゲットに対して効果的な広報が行われるよう公開媒体及び周知方法等について、具体的な提案を行うこと。

なお、動画の掲載場所についてはデジタル媒体のほか、より高い広報効果が見込まれる場合には、アナログ媒体の活用も含めて提案すること。

7 独自提案

上記に掲げる業務の他、本業務の目的を達成するために有益と考えられる提案があれば実施すること。ただし、実施に要する経費は上記に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

8 実施計画及び業務完了報告等の提出

(1) 実施計画書の提出

受注者は、契約締結後10営業日以内に、業務のスケジュール、業務内容、実施体制、対象企業との調整方法、動画制作及び公開・周知の方法等をまとめた実施計画書(任意様式)を発注者へ提出すること。

なお、計画内容に変更が生じた場合は、発注者と協議の上、必要に応じて変更後の実施計画書を提出すること。

(2) 業務完了報告書及び成果物等の提出

受注者は、業務完了後、速やかに業務完了報告書(任意様式)を作成し、発注者へ提出すること。また、次に掲げる成果物を発注者へ電子データで提出すること。

ア 成果物

(ア) 企業PR動画 20社程度(1社あたり60秒程度)

(イ) 動画のファイル形式は、MP4形式(フルHD画質以上)とする。

(ウ) テロップ及び効果音等が入っていない編集可能な動画データ

(エ) その他、発注者が必要と認める資料

イ 提出媒体

DVD-R等の電子媒体

ウ 提出期限

令和9年2月26日（金）

エ 提出先

宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部

（登米市迫町佐沼字西佐沼150-5）

9 秘密保持

- （1）受注者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。
- （2）受注者は、本業務に関して発注者から受領又は閲覧した資料等を、発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
- （3）受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、個人情報の適正な管理を行うこと。
- （4）受注者は、対象企業、出演者その他関係者から取得した情報について、発注者の承認なく本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 その他

- （1）業務の実施に当たっては、発注者と十分に連絡調整を行い、必要に応じて打合せを実施すること。
- （2）動画の企画、構成、撮影、編集及び公開等に係る詳細については、本仕様書に定めるもののほか、企画提案書に基づき、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- （3）本業務によって得られた成果品に係る、受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を言う。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属し、発注者は本業務による成果品を自ら使用又は加工して使用するほか、関係機関への提供その他事業の目的を推進するために必要な範囲で利用し、第三者にその利用を許諾できるものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
なお、受注者は、成果品に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ継続的に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得なければならない。
- （4）本業務に関する事故、トラブルその他の問題が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うこと。
- （5）本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定すること。

- (6) 受注者は、業務の実施に当たり、関係法令、宮城県の規程及び発注者の指示を遵守すること。